

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）

評価項目	「工程管理」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、鳴門総合運動公園の野球場を改築する工事である。 令和8年9月から、別途工事の外構工事及びグラウンド工事を予定しているため、工事に遅れが生じないよう円滑な工程管理が必要となる。 さらに、本工事は、別途発注工事の建築工事、電気工事、管工事、空調工事などの現場と輻輳することから、受注者は工事間で工程の調整を行い、工事を円滑に進捗させることが必要となる。 なお、本工事の受注者は、特定元方事業者として労働災害を防止するための協議組織の設置や発注者が開催する定例会議に参加する必要がある。 これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 適切な工程管理を行うための工夫② 別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、鳴門総合運動公園の野球場を改築する工事である。</p> <p>仮囲い内側は施工ヤードが狭く、ダンプトラック、資材運搬車輛及び重機等（以下「車両等」という。）が錯綜することから、車両等と作業員との接触事故を防止することや、高所での作業を行うため、高所作業時の作業員の墜落、資材の落下事故を防止するための安全対策が重要となる。</p> <p>また、工事による騒音、振動、粉じんが周辺住民及び公園利用者に影響を及ぼすことがないように十分な環境対策を行う必要がある。</p> <p>さらに、建設産業の担い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組み（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには、取組みの提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。</p> <p>これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>①仮囲い内側の安全対策（車両等との接触、墜落、資材落下） ②周辺住民及び公園利用者に対する環境面での講ずる措置（騒音、振動、粉じん） ③建設産業への関心を深める取組みと実施に当たっての事前調整等</p> <p>※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を<u>変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）</u>。</p> <p>※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）

評価項目	「工程管理」の適切性
具体的な施工計画	
① 適切な工程管理を行うための工夫	
② 別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>① 仮囲い内側の安全対策（車両等との接触、墜落、資材落下）</p> <p>② 周辺住民及び公園利用者に対する環境面での講ずる措置（騒音、振動、粉じん）</p> <p>③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

<記述上の留意点>

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工事名： ○○○○○○○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評価項目	「○○○○」の適切性
------	------------

具体的な施工計画

○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。

- ① ○○・・・
- ② △△・・・
- ③ ■■・・・
- ④ ××・・・

※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！

特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。

なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。

また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

- ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合
- ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合
- ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合
- ④ A4版でない場合
- ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合

注1：手書きの場合も同様とする。

注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。

注4：空白行は、行数に含めない。

注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。

<記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限>

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。